

2001年3月21日

## 頂いたご意見

全体として清廉潔白な人格を学会員に要求しているのは理解できるが、行動指針に気になる条項がある。それは所謂"内部告発"に関係する5 - 2項および5 - 3項である。

### <情報の公開>

5 - 2 . 原子力の安全に係る情報は積極的に社会に公開しなければならない。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利な情報であっても、決して隠してはならない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

### <守秘義務と情報公開>

5 - 3 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合は、これを速やかに公開しなければならない。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。

これらの項目における ".....ならない。" という表現は全き義務としていることになり他の選択肢は許されていない。個人としてはあらゆる場合にこれに耐え得るであろうか。このような文章が入ったのはそれに対応する法律改正が行われたためという説明を聞いたので、対応する今回の原子炉等規制法の改正された文章を見てみると、流石によく出来ている。

### (主務大臣に対する申告)

第六十六条の二 精錬事業者、(中略)その事実を主務大臣に申告することが出来る。

2 精錬事業者、(中略)不利益な取り扱いをしてはならない。

第六十六条の二の1項では".....に申告することができる。"として「個人」の判断に委ねている。「申告すべきである。」とは言っていない。法律と行動指針とはベクトルの向きが逆である。法律でも「組織」に対しては次の第2項において、".....してはならない。"と言うように命令している。このように「個人」と「組織」の立場をはっきり分けている。また、申告と公開とは異なる。

仮に個人が情報を申告または公開した場合、組織がその個人に不利益をもたらすことを禁じる点は法律と行動要領とは一致している。従って個人が不利益を蒙った場合はこの法律が守ってくれるのであって、学会の行動要領が守ってくれるわけではない。

また、行動要領の項目の内容と名称が一致していない。5 - 2項は<情報の公開>となっているが、<原子力の安全に係る情報の公開>であり、さらに個人に関することは次項にまとめたほうがよい。さらに、5 - 2項の最初の文章に主語がない。"会員"であろうが、前述のコメントの趣旨により、受身形に変えたほうが良よい。すなわち代替案として次のようにしたらどうだろうか。

### <原子力の安全に係る情報の申告と公開>

5 - 2 . 原子力の安全に係る情報は積極的に社会に公開されなければならない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

5 - 3 . 会員は、組織の守秘義務に係る情報であり、また、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利な情報であっても、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合は、これを速やかに主務大臣に申告するか公開することが望ましい。

5 - 4 . 前項の行為をしたことを理由として、組織は守秘義務違反を問うたり、その個人に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

法律と倫理規定では役割に差があります。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を生じさせた者を罰することに重点が置かれます。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるをえません。一方、倫理規定は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものです。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。情報公開は法的義務ではなく倫理的義務であり、ここに明記すべきものと考えます。

#### 頂いたご意見

もう一つの問題はこの行動指針の原案が学会の総会で承認される前に公開されたことにある。これは原案がこの提案のように表現を見かけ上緩めた場合、またマスコミに"後退"と非難されるおそれがある。変更の自由を縛ることになったのではないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

学会での議論は開かれた形で行われるべきです。それを自ら実行する意味で、案の段階から公開に踏み切っております。また学会はあくまで事実を尊重し科学的な態度で意志決定すべきで、マスコミ等を気にして決定結果が変わることはないようにしなければなりません。科学的態度による決定はその理由を明確に説明できるものであることから、マスコミに"後退"と非難されることをおそれる必要もないと考えます。変更の自由を縛ることになったとは考えておりません。

#### 頂いたご意見

倫理規定だから、また、決意表明だから、原案のような表現でもよいという意見もあろう。しかし、何か個人の尊厳に立ち入っているような気がしてならない。憲章と行動指針とは違うであろう。やや青臭く大人気ないコメントという気がしないでもないが、一度は議論をお願いしたい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

技術者倫理についての意識の高いかたにとっては、行動指針に細かく盛り込まれた内容は言うまでもないことで、個人の尊厳に立ち入っているとの感想を持たれるのだと思います。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。その点をご理解いただきたいと存じます。